土地改良法（昭和24年法律第１９５号）第48条第９項において準用する同法第10条第１項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和８年10月22日認可した。

令和８年11月６日

香川県知事　池　田　豊　人

土地改良区名	土地改良事業名
香川県三郎池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）三郎池本樋管地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）西三谷下地区
高松市古高松土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）長尾池地区
〃	単独市費補助土地改良事業（農道事業）岡山農道地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）久米池地区
小田奈良須両池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）上所下地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）佐古地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）横内地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）中筋北地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）奈良須幹線地区
高松市一宮土地改良区	単独市費補助土地改良事業（かんがい排水事業）一宮下分４号地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）一宮下分５号地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）竹林地区
香川町南部土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）利兼地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）大地蔵地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）道池地区
国分寺町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）中新名東地区
木田郡三木町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）西ヶ谷池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）小谷地区